特別委員会の設置について

「宿毛市議会改革調査特別委員会設置」について、地方自治法第109条及び宿毛市議会委員会条例第6条の規定により、下記のとおり提出する。

記

- 1 名 称 宿毛市議会改革調査特別委員会
- 2 委員会の定数

6人

- 3 付議事件 宿毛市議会の改革に関する調査
- 4 調査期限

本委員会は、議会の閉会中も調査を行うことができるものとし、議会が「3」に掲げる調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

令和元年9月18日

提出者	宿毛市議会議員	寺	田	公	
賛成者	宿毛市議会議員	岡	﨑	利	久
IJ	IJ	Щ	戸		寛
IJ	II.	Щ	畄		力
IJ	II	堀			景
"	JJ	三	木	健	正

宿毛市議会議長 野々下 昌 文 殿

説明 口頭